

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	『管見抄白氏文集』の発見経緯とその奥書に関する考釈：宗尊親王と石清水八幡宮田中坊との関わり
Author(s)	陳, #
Citation	中國中世文學研究, 68 : 27 - 41
Issue Date	2016-09-25
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00042531">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00042531</a>
Right	
Relation	



# 『管見抄白氏文集』の発見経緯とその奥書に関する考釈

— 宗尊親王と石清水八幡宮田中坊との関わり —

陳 獅

周知の如く、日本に現存する金沢文庫旧蔵本『白氏文集』と『管見抄白氏文集』（以下『管見抄』と略す）は、唐末五代及び北宋初期の『白氏文集』の原型を探る最も重要なテキストである一方、この二つの旧鈔本は、何れも鎌倉幕府時代に成立したものであり、鎌倉幕府の文化活動及びその文化圏の形成に関する研究においても、極めて重要な意義を有する第一級の史料である。

しかしながら、従来の研究においては、主に本文の価値に注目し、白詩文の文字異同の調査に利用することはあっても、両本の、とくに『管見抄』の成立及び伝播の経緯については、必ずしも明らかにされてきた

とは言い難い<sup>[1]</sup>。また、すでに筆者が指摘したように、現存する『管見抄』は、鎌倉時代の写本ではなく、江戸時代後期幕府御家人の屋代弘賢（七五八―八四二）によって制作された模写本である可能性が極めて高いため、その書写及び伝承経緯についても、一から見直す必要があると思われる<sup>[2]</sup>。

そこで、本稿は、現存する『管見抄』に書き写されている奥書を取り上げ、中世学術史における有益な史料という視点から、その本文の整理と解説を行い、現存する『管見抄』の原本の成立経緯を明らかにし、従来と異なる二、三の見解を提示したい。

一

『管見抄』は、現在、国立公文書館（内閣文庫）に所蔵されている。該本について、『内閣文庫百年史』に、次のような解説が行われている<sup>[3]</sup>。

管見抄（白氏文集） 一〇巻（巻三欠） 九冊

永仁三年写

本書は、巻一〇の巻末にある本奥書によると、康元元年（二五〇）一〇月一四日から正元元年（二五九）一〇月七日までの三年間に、かなりの顕官と思われる人物によって、「白氏文集」七〇巻中から治政の参考になる詩文を中心に全体の三分の一―九七五篇を抄出したものである。本書の底本となった「白氏文集」は、金沢文庫蔵旧鈔本に近い一本と宋刊本と思われるが、現存する宋版（南宋紹興初年（二三）刊）には見られない詩三首がある。文庫本は、巻九中・一〇の奥書から、永仁三年（二五五）の五月二六日から六月一七日にかけて、数人（少なくとも三人）の手によって関東田中坊と称する地において書写されたことがわかる。また、底本に存したのではないが、文庫本の書写と同時に施したと思われる古訓点があ

る。斐紙・白界・粘葉装。和学講談所に旧蔵の当時から、第三巻を欠いていた。他に伝本を知られない。昭和三二年、重要文化財に指定された。（請求番号 重四―一）

右文においては、現存する『管見抄』は、粘葉装に装丁されて、元々は和学講談所の旧蔵本であると説明されている。しかし、この説明は、必ずしも正確とは言えない。実は、我々が現在目にする『管見抄』は、すでに和学講談所旧蔵本の原型を失っていたのである。『管見抄』の発見者である福井保氏は、かつて「管見抄改装始末」という短文を書き残し、その発見当初の形態及び改装の経緯について、次のように述べている<sup>[4]</sup>。

「管見抄」は、鎌倉時代に上等の斐紙を用いて書写され、粘葉装製本された。しかし、以来数百年の歳月を経るうちに糊の効能がうすれ、一枚一枚の紙葉がばらばらになり、表裏や順序が混乱した。江戸末期に和学講談所の所有を経て、恐らく近代になっ

てから、紙葉の順序が乱れたままで、丈夫な麻糸を用いて、きわめて無雑作に線装本として、綴じられた。昭和三十年ごろ、国書ばかりを収めた本箱の中から、私が最初に「管見抄」を手にしたとき目にしたのはそのような姿であった。それにしても「管見抄」とは如何なる書物であろうか、他の図書館の蔵書目録や解題類にも所見が無い。長澤先生に見て頂くと「白氏文集」のようだと言われた。そこで「白氏文集」と本文を対照しているうちに、右のように紙葉の順序が乱れた乱丁本であることが判った。それは乱丁本を書写したのではなくて、前記の通り、粘葉装の紙葉の順序や折り方が乱れたまま綴じられたことを知った。たまたまその頃、京大人文科学研究所では平岡武夫教授を中心として「白氏文集」の校勘学的研究が行われていた。ここに「管見抄」という「白氏文集」の古写本が出現したことが、長澤先生から神田喜一郎先生を通じて伝えられた。驚いた研究所ではすぐに写真撮影を行い、焼付写真を作り、それによって錯簡を訂正し、重要な本文研究の資料として詳細な検討を加えた。昭和三十年には重

文指定を受けた。昭和三十三年の秋であったか、内閣文庫が「本朝統文粹」の影印に着手したとき、原本を京都の便利堂のスタジオに運んで撮影した。その機会に私共は「管見抄」を京都に運び、人文科学研究所の焼付本と対照することによって、原本の錯簡の訂正を行った。研究所の一室を借用して、畝目文庫長と私とは原本と焼付本とを対照しながら原本の一葉ごと表裏や順序を正していった。その結果は、きわめて自然に最初の粘葉装の姿を再現することが出来た。それを文庫に持帰って、文庫の製本係によって、粘葉装の原型に復することができた。麻糸の綴じ穴が残ったがこれは止む得なかった。

一方、『内閣文庫百年史』の解題及び福井氏の回想には言及されていないが、現存する『管見抄』は、第三冊の欠巻を除き、第一冊から第五冊までに、幾つかの欠葉も存在している（第一冊、第二冊、第四冊は首欠、第五冊は中欠）。幸いにも、これらの欠葉は、遂に最近、智積院の「新文庫」から、宇都宮啓吾氏によって発見されたのである。これらの新発見された欠葉

の形態について、宇都宮氏は、次のように紹介している<sup>[15]</sup>。

智積院本は装幀が粘葉装で、料紙共紙表紙。料紙は楮紙打紙（素紙）が使用されている。外題は無く、巻首に各帖「管見抄一／文集一」・「管見抄二／文集二」・「管見抄四／文集四」（第五帖は中途のみ）とある。法量は、第一帖が八丁（表紙を含む）で縦十二・一 cm×横十五・七 cm、第二帖が二丁（表紙を含む）で縦二十二・三 cm×横十五・六 cm、第四帖が二丁（表紙を含む）で縦二十二・一 cm×横十五・六 cm、第五帖が二丁で縦二十二・一 cm×横十五・六 cm。各帖とも一面七行で押界が施されている（第一帖：界高二十・二 cm、界幅二・〇 cm／第二帖：界高二・三 cm、界幅二・〇 cm／第四帖：界高十九・一 cm、界幅二・〇 cm／第五帖：界高十九・〇 cm、界幅二・〇 cm）。

各帖ともに断簡であるため、尾題や巻末識語は確認できないが、各帖（第一・二・四帖）の表紙左上に朱筆で以下のような識語が存する。

（第一帖）「白一 一校了 朱墨二」  
（第二帖）「白二 朱<sup>（点）</sup> 二點」  
（第三帖）「白<sup>（虫損）</sup>四 朱墨二點」

さらに、宇都宮氏は、内閣文庫本『管見抄』と智積院所蔵の残葉との関連についても言及している。氏は、次のように結論を導いたのである。

このような形態的な相補・接続状況を踏まえて本文の字体を改めて検討するならば、智積院本と内閣文庫本とは当該箇所においては同筆と認められ、また、書誌的事項としても、各帖の界高・界幅等の法量や料紙（楮紙打紙）に至るまで一致しており、智積院と内閣文庫とは僚巻であり、本来は一具であったものとする事が出来る。

しかし残念ながら、宇都宮氏の論考では、現存する智積院本に、麻糸の針眼が残されているのかどうかについての言及がない。もし、新発見された智積院本の残葉に、内閣文庫本と同じような線装の針眼がないの

であれば、智積院本は、線装本に改装される前の『管見抄』の一部であると判定できる。然らば、宇都宮氏の「糊離れが起こったために剥がれた智積院本部分だけが別置され、結果として本体部分（現存内閣文庫本）のみ流出したものと考えられる」という結論は、ほぼ間違いないであろう。

## 二

さて、以上に述べたように、国立公文書館に現存する『管見抄』は、元々和学講談所の所有物であり、その一部の残葉が、智積院に保存されていることがわかる。また、この『管見抄』の伝播経緯について、宇都宮氏は、「関東田中坊↓根来寺（亮盛周辺）↓洛東智積院（祐宜・元寿周辺）↓和学講談所」という見解を示している。しがしながら、現存する『管見抄』は、「関東田中坊」が抄写した原本ではなく、和学講談所の会頭を務めた屋代弘賢による模写本であったという新事実を踏まえると、氏が提出した伝承経緯は、成立し難いものであることがわかる。

そもそも、これまでの研究においては、この『管見抄』を北条実時撰と断定するに足る資料は未だ見出していないが、これと関連することとして、従来、検討の充分でない、管見抄第九・十冊に見える書写奥書「永仁三 五 廿六 於関東田中坊書之」の「田中」の場所について、金沢文庫古文書を中心にして少しく吟味する。実時の孫貞顕が称名寺鋸阿への書状の中に「此梨花、田中に候木に候を、所望申候て、態令進之候」（金沢文庫古文書二輯二五九）とあり、この文面からすれば、貞顕・「田中」・鋸阿の三者が親しい間柄であることが知られるし、更に同じく方丈宛書状の一つに、前置として「此状御一見之後者、即火中に入られ候へく候」と書いた上で「田中殿御返事之趣、具承候了、無相違候之條、殊悦入候、御物念之中、早速御申、故悦存候」（同292）と述べているのを見れば、この内容は具体的には不明であるとはいえず、三者が単に親しいという程度以上に、かなり深い結びつきをもつことは明らかであろう。

この「田中殿」なる人物は、貞顕の書状以外にも

抄』の最初の所蔵機関である「関東田中坊」とは、如何なる場所であるのか、一向に明らかにされていない。つた。

「関東田中坊」が『管見抄』の最初の所蔵地とされた所以は、現存する『管見抄』の第九冊の末尾に、

永仁三年六月十七日未剋」於関東田中坊馳筆了於此日」十卷皆終篇功者也墨」点者無本仍不加之也」以他本更可写之耳」

第十巻の末尾に、

一 了了」永仁三 五 廿六 於関東田中坊書之」

という二条の奥書が存しているからである。つまり、殆どの先行研究においては、この「関東田中坊」という言葉を、関東のある場所として認識していたのである。例えば、太田次男氏は、「管見抄と『越抄』について」という論文の注十二に、次のような見解を提示している<sup>91)</sup>。

度々みられ、その中「十七貫は輪如房替取候了、所残十三貫候らん、愚身又可替取之由、本主令申候了、其内四貫文、田中殿の方へ候つる、引候へく候（中略）又東三宝僧衆中鏡智房、証也房、先今月分自食為之闕如之由被申候者：」（発信者、宛名未詳。同五輯3308）が示すごとく、自身も仏門と深い関係があることと知られる。これは、「田中殿」「池田殿」という名に交って「土橋殿僧達」とある書状（発信者、宛名未詳。同六輯4823）もこれを示唆するし、この外、「田中明達房」（本如御房宛、恵阿書状。同二輯873）「田中上人」（明忍上人宛、良口書状。同三輯2327）「田中入道」（発信者、宛名未詳。同七輯5506）などは何れも仏門にあることを示し、もしこれらが「田中殿」と同一人であることが判明すれば、仏門との関係は一層明確になる。尚、この人物の歿年は、正中二年二月廿日（同一〇輯912尾）であり、その数度の法要の度に『阿弥陀』（同一〇輯67）『尺迦讚歎』（同一〇輯1041）『不動釈』（同一一輯2139）などが用いられたことが、各巻末書入から知られる。

この「田中殿」を貞顕や、管見抄現存本書写の永

仁三年という時点と関連させて考えれば、貞顕は弘安元年(二七〇)に生まれ、元弘三年(二三三)に北条氏滅亡と運命を共にしているので、永仁三年には十八歳である。その前年に左衛門尉に任ぜられている。『吾妻鏡』には、幕府側に、田中右衛門知継なる人物がみえるが、記事は弘長三年(二六三)までで終り、永仁年間には及んでいない。田中姓はこの他には見当たらない。「田中殿」は、或いはこの田中氏の一族であろうか。

以上述べてきた「田中殿」について、その屋敷を、前記田中坊に擬定したとしても、さしたる支障はないものと思われる。筆者は『管見抄』に関する本論に於いて管見抄撰者を北条時頼に擬した関係上、北条得宗家にその地頭職が存在することから、この田中坊を常陸の田中荘に存することもあり得るとも考えたが、現在までそれを証するに足る史料を見出していない。内閣文庫に『田中庄惣社文書』(慶長二十年写、弘化三年模写)が存し、この庄内に田中山王宮があったが、これを永仁年間まで遡らせて、管見抄との結びつきを考えることには無理がある。こ

の論は削除する。それよりも、この「田中殿」と「田中坊」とを結びつけることの方が、諸種の場合に照しても、遙かに自然である。

管見抄の撰者を若し北条実時とすれば、その曾孫に当たる貞顕とかなり深い関係にある「田中殿」の坊に於て、管見抄の転写が行われたということは、可能性のあることであるが、更に検討を要する。

この長い注記において、太田次男氏は、奥書文にみえる「田中坊」は、金沢古文書に頻見する「田中殿」という人物の邸宅であるのではないかと、慎重な意見を提示した。しかしながら、氏の論述はともかく、武家の屋敷を「坊」と称することには、どうしても消しきたい違和感が残る。

そこで、筆者は、改めてこの二条の書写奥書を読んでみて、従来と違う読み方が存在することに気づいたのである。つまり、奥書の断句を変えれば、現在まで場所名と見なされてきた「田中坊」は、石清水八幡宮の当主の田中坊の坊名として読み取れるのである。以下は、筆者によって新たに断句した奥書である。

(1) 永仁三年六月十七日未剋於関東。田中坊馳筆了於此日。

(永仁三年六月十七日未剋関東に於いてす。

田中坊筆を馳せて此の日に了わる。)

(2) 永仁三 五 廿六 於関東。田中坊書之。

(永仁三(年)五(月)廿六(日) 関東に於いてす。田中坊之を書す。)

これによって、国立公文書館に現存するこの永仁三年鈔『管見抄』の原本は、京都の石清水八幡宮の別当を務める田中坊が、関東に向出した際に『管見抄』を目にして、転写したものであるという新解釈が成立する。

果たしてこのような断句が可能であるのか。実は、このような書き方(時間+於書写場所。書写者)を用いた奥書は、中世においても決して珍しくないものである。傍証として以下に一例を見てみよう。たとえば、『管見抄』の成立とほぼ同時代の名僧澄禪が撰した『三論玄義検幽集』(龍谷大学蔵写本)巻一の末尾に、次のような奥書が書き添えられている。

于時寶徳三年辛未於同北室。蜜乗坊五月十六日始筆。 同十八日、此當卷書寫之切畢。

さらに、たとえ従来の断句に基づくとしても、この「関東田中坊」は、鎌倉に分祀された石清水八幡宮の別宮のことを指しているとも考えられるのである。ただし問題なのは、田中坊は、石清水八幡宮別当の専用坊号であるゆえに、関東の別宮という立場で、そのままこの坊号を使用することが可能であるのかどうか。ちなみに、上引の太田氏の考証に言及された「田中明達房」「田中上人」「田中入道」などの人物も、石清水八幡宮から鎌倉に派遣した人物である可能性が極めて高い。しかし、彼らは、何れも田中坊と名乗っていないからである。つまり、田中坊は、たとえ石清水八幡宮田中家の人であっても、別当でなければ、安易に使える坊号ではないと考えられるのである。また、現存する文献から、「関東田中坊」という記録が全く窺えないことから、石清水八幡宮は、鎌倉に自らの別宮を設置した可能性が低いと考えざるを得ない。

いずれにしても、この永仁三年鈔『管見抄』は、何らかの形で石清水八幡宮の田中坊の手によって抄写されたものであると推定できる<sup>77</sup>。また、永仁三年五月二十六日から同六月十七日という短い鈔写時間からみると、やはりこれは京都の石清水八幡宮の別当が、鎌倉に下向した際に転写したものであると思われる。つまり、長く鎌倉に滞在できない故に、急いで書写したのであろう。よって、現存する『管見抄』は、元来石清水八幡宮田中坊が転写したもので、後に石清水八幡宮から流出されたという可能性が浮上してきたのである。

#### 四

さて、下文では、現存する『管見抄』の底本の抄出人物について少し検討してみよう。

従来の研究においては、幕府の重臣であり、鎌倉随一の儒将である北条実時説が主流である。ちなみに、この説を最初に提示したのは阿部隆一氏である。氏は、「北条実時の修学の精神」という論文に、次のような見解を提示している<sup>78</sup>。

字・断句し以下に添付する。

管見抄内此文集処者、自康元之初年初冬中旬四日、至正元之初曆初冬上旬七日、都廬三年、其功既畢。或公務之隙、目想而忘疲。或病患之中、心遊而不怠。遂抄七十卷合一十卷。古今之間、縑素之類、抄出此集雖多、其人皆為春花事抄出之、為秋実事不抄之、於今抄者、指歸異之。先抽治世之要、是依可補私務。次採齊物之詞、是依可養己志也。後拾風月之章、是依可悅我目也。每披見此集、以可助身上病。每握翫此抄、以可休世上愁。猗哉此抄、其德惟多。抑此抄一部十卷、詔清直講終朱墨点。彼真人、累代高才之儒胤也、当世絶倫之名士也。世之所知也、人之所許也。然則比掌内珠、為函中寶、莫出闔外而已。

（管見抄内の此文集の処は、康元の初年<sup>二二五</sup>冬中旬四日より、正元の初曆<sup>二三五</sup>初冬上旬七日に至り、都廬<sup>すく</sup>三年なり、其の功既に畢ぬ。或は公務の隙、目想して疲れを忘れ、或は病患の中、心遊して怠らず。遂に七十巻を抄して一

その跋文の作者、即ち本書の抄出者が何人であるか、従来明かにされていない。しかしこの跋文から推定し得ることは、その人とは鎌倉時代康元・正元の間（一二五六—一二五九）に政府の要路に在職し、直講清原真人、即ち鎌倉幕府に招かれて引付衆に列し、鎌倉文教の振興に力を尽くした鎌倉時代随一の碩儒たる清原教隆に傾倒して学んだ人である。私はこの時代にこの条件に叶う人は、金沢文庫の創立者たる北条実時において他に擬することを得ないと信ずる。この期間前後の実時の官職学事を顧えり見るに、文集の抄出され始めた康元元年は実時三十三歳にあたり、その三年前の建長五年二月引付衆から評定衆にあげられ、建長七年越後守に任官、従五位下に叙せられ、実時は北条一門の重鎮として幕閣に列して、政治の枢機に参与していた。

阿部氏が右文において言及した「跋文」は、現存する『管見抄』第十冊の末尾に書き添えられている本書のことである。その原文を、読みやすいように、翻

十巻に合す。古今の間、縑素の類、此の集を抄出することは多しと雖も、其の人はみな春花の事の為に之を抄出し、秋実の事の為に抄出せず。今の抄する者に於いては、指歸之に異なる。先ず治世の要を抜き、是依て私務を補うべし。次に齊物の詞を採り、是依りて己志を養うべし。後に風月の章を拾い、是依りて我が目を悦ばすべし。この集を披見する毎に、以て身上の病助かるべし。此抄を握翫する毎に、以て世上の愁を休すべし。此の抄に猗るや、其の徳は惟だ多し。抑も此抄一部十巻、清直講に詔へて朱墨の点を終わりぬ。彼の真人、累代高才の儒胤なり、当世絶倫の名士なり。世に知る所なり、人の許す所なり。然れ則ち掌内の珠に比し、函中の宝と為す、闔外に出すこと莫からしむのみ。）

一読すればわかるように、この本奥書においては、抄写者を明示する言葉が、そもそも存在しておらず、北条実時説は、あくまで阿部氏の推測にすぎないのである。ただし、この『管見抄』の抄写者を武将の北条実

時に推定するには、幾つかの疑問点が残されている。

①この本奥書によれば、本書抄写の完成は「正元之初曆初冬上旬七日」、つまり一二五九年十月七日のことである。しかし、国立公文書館蔵『令義解』卷三末の「正元元年十月十四日、以三代伝授秘説奉授越州使君尊閣畢 直講清原」という奥書に基づけば、正元元年の十月に、清原教隆と北条実時との間では、『白氏文集』の講義ではなく、正嘉二年から始まった『令義解』の講義が行われたことが明らかである。

②現存する金沢文庫の關係文献を調べてみると、北条実時本人による奥書は何れも極めて短いものであり、また、「越州刺史」という署名と花押と併記していたことがわかる<sup>[9]</sup>。また、後述のように、言葉の典故を調べてみれば、当の奥書は、実に漢文及び仏典に教養の深い持ち主によるものであることがわかる。そもそも北条実時は、以上のような長篇かつ優雅な漢文を作成する才力があるのかもかなりの疑問であろう。また、「猗哉此抄」（すべてこの抄に頼る）という言葉も、いくら漢籍を愛好したと言っても、これは雄々しい一武将から発されたこととは到底考えにくいであ

ろう。

## 五

さて、この『管見抄』の本当の抄写者は、北条実時でなければ、一体如何なる人物であろう。先に結論を言えば、上記の本奥書の本文を逐一丁寧に解読してみれば、その抄写者は、ほかならぬ時の將軍である宗尊親王であることが容易に判明する。

まず、直接この奥書を書き残したのが時の幕府將軍である宗尊親王であることを示唆するのは、奥書の文末にみえる「闕外」という言葉である。周知の如く、「闕外の將は君命を聞かず」という俗語が言うように、「闕外」とは、一般在外の將軍を指す<sup>[10]</sup>。よって、ここの「闕外」は、時の幕府將軍である宗尊親王と理解できるのである。

もちろん、「闕外」という表現のみで、この奥書の作者を宗尊親王であるとは断定できない、奥書の中から、我々は、その作者のもう一つ重要な個人情報を知り得るのである。つまり、「或病患之中、心遊而不怠」や「每披見此集、以可助身上病」などの言葉から、当

の作者は、ずっと病苦に悩まされていたことが窺えるのである。これも、正しく宗尊親王の多病という特徴とも合致する。参考のために、『吾妻鏡』に宗尊親王の病気に関わる記事の一部を抽出して、以下に列挙する<sup>[11]</sup>。

### ① 建長四年八月

○十日壬戌。天晴。將軍家御惱聊御減。被聞食御粥。  
○十三日乙丑。天晴。將軍家御温氣退散。被聞食御膳之間。

○十四日丙寅。放生會御參宮供奉人散狀被覽之。雖有御惱被召出之。

○十五日丁卯。鶴岡八幡宮放生會也。將軍家依御惱無御參宮。

○十七日己巳。將軍家御惱。猶以不快之間。

### ② 康元元年七月

○廿日戊申。將軍家有御惱。

### ③ 文応元年四月

○廿二日己未。今日。將軍家御惱の間。

○廿六日癸亥。將軍家御惱事。

### ④ 文応元年五月

○十三日庚辰。子尅。將軍家御惱。  
○十六日癸未。雨降。御惱御祈禱。

○十八日乙酉。雨降。將軍家御惱令復本御。

### ⑤ 文応元年八月

○七日壬寅。晴。將軍家煩赤痢病御。  
○十五日庚戌。晴。鶴岳放生會。將軍家無御參宮。赤痢病御惱不輕之故也。

○十七日壬子。晴。依將軍家御惱。  
○廿日乙卯。晴。將軍家御惱聊令屬減御。

なお、奥書の言葉使いからも、この奥書は、武家による文筆ではないことが管窺できる。例えば、前文にも言及した「猗哉此抄」という言葉は、『詩経』衛風「猗重較兮」という用例を踏まえた書き方であり、「其人皆為春花事抄出之、為秋実事不抄之」という一文は、明らかに『本朝文粹』卷九所収の大江朝綱「仲春釋奠聽講周易同賦學校如林一首」の「修道而居、拾秋實於仁義。染翰而作、發春華於文章」を典故とする言葉である<sup>[12]</sup>。

また、「或公務之隙」「可補私務也」との二文は、『朝野群載』巻第二十二に所収「諸国雜事」（康和二年二月廿六日）の「百姓狎近。必瞻賢愚。内表虜胡。外放狎詞。仍於公私務自有忽諸。但隨國躰耳」という用例に鑑みれば<sup>[1]</sup>、この「私務」は、阿部氏が提示した「私の務め」ではなく、一つの熟語として理解すべきであろう。つまり、鎌倉幕府の公務を敢えて「私務」と遜称するのも、京都の天皇政権への配慮から出た言葉であろう。これは、やはりかつて後嵯峨天皇の寵愛を受けた宗尊親王ならではの言葉である。

以上、本文は、主に現存する『管見抄』の原作者及び抄写者との考証に集中してきた。しかしながら、『管見抄』の書写奥書と本奥書には、実は更に興味深いことが読み取れる。本奥書の最後の「掌中珠」や「函中寶」などの言葉から見れば、宗尊親王は、この自ら書写した『管見抄』を、あくまで普通の詩文集ではなく、文殊菩薩の「掌中智珠」に見立て、自分及び幕府を護持する法典として尊んでいたことがわかる<sup>[2]</sup>。これも、石清水八幡宮の別当田中坊がこの『管見抄』を急ぎ転写して、本社に持ち帰った一因として考えられる。こ

れについては、別稿を以て、現存する伝宗尊親王・伝北条頼時筆白詩古筆切資料群（熊野切）を踏まえ、宗尊親王を中心とする鎌倉漢籍受容層の読書・政治活動と関連づけて考察を進めていきたい。

## 注

[1] 金沢文庫旧蔵本『白氏文集』の奥書解説については、拙稿「史料としての奥書―金沢本白氏文集の卷末識語を讀み解く」（『アジア遊学』2010）旧鈔本の世界漢籍受容のタイムカプセル』、平成二十三年四月、勉誠出版）を参照。また、『管見抄白氏文集』の底本である景祐四年刊白氏文集の渡来経緯については、拙稿「南宋時期刻本東伝日本考―兼論金沢文庫之創建経緯」（『西華大学学報哲学社会科学版』二〇一〇年第三期）を参照されたい。

[2] 拙稿「屋代弘賢と『白氏文集』―内閣文庫蔵『管見抄』の抄写者について―」（平成二十五年年度「高松宮家伝来書籍を中心とする漢籍読書の歴史とその本文に関する研究―研究会配布資料、平成二十五年十一月二日於国立歴史民俗博物館）。なお、永仁本の原本は、後に新見正路の手に渡り、那波本（堀杏庵・松方正義・島田翰旧蔵本）

との校勘が行われた。現存の内閣文庫本『管見抄』と新見正路『那波本』を校合した結果、屋代弘賢が内閣文庫本を模写した際に、幾つかの作品を写し漏れたことがわかる。これによって、現存の内閣文庫本は、永仁本の原本ではなく、後出の転写本であることがほぼ断定できる。これに関する詳しい考察は、他稿に譲る。

[3] 国立公文書館編『内閣文庫百年史 増補版』（汲古書院、昭和六十一年）を参照。

[4] 長澤孝行編『内閣文庫 思い出咄』（非売品、平成十三年）を参照。

[5] 宇都宮啓吾「智積院新文庫蔵『管見抄』（断簡）について」（『白居易研究年報』第十号、平成二十一年）を参照。

[6] 太田次男「管見抄と『越抄』について」（『金沢文庫研究』一九九、昭和四十六年十一月、のち『旧鈔本を中心とする白氏文集本文の研究』に収録、勉誠社、平成九年）を参照。

[7] ちなみに、福島金治氏は、この田中家を、石清光八幡宮田中家であると考えておられる。福島金治「鎌倉中期の京・鎌倉における漢籍受容者群―『管見抄』と『鳩嶺集』のあいだ」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一七五集、

平成二十五年）を参照。なお、福島論文は、国立民俗博物館共同研究会報告（二〇一一年十一月五日）を纏めたものである。本稿は、同日に発表した自身の報告である『管見抄白氏文集』の成立と金沢文庫の創設背景』を纏めたものである。

[8] 阿部隆一「北条実時の修学的精神」（『金沢文庫研究』一四七、昭和四十三年）を参照。

[9] 北条実時の読書奥書は、金沢本『群書治要』の一部の卷末に施されている。「金沢文庫本群書治要奥書」（古典研究会叢書漢籍之部15『群書治要』第七冊、平成三年）を参照。一例として、巻十五奥書を以下に附記する。

此書一部先年於京都書寫了。而當卷詔右京兆茂範加點了。爰去文永七年十二月、當卷已下少々燒失了。然間以康有本者、以予之燒失本所書寫也。于時建治二年八月廿五日 越州刺史（實時花押）。

[10] ちなみに、「闕外」は、『晋書』陶侃伝「闕外多事、千緒萬端、罔有遺漏」を出典とする言葉である。

[11] 『新訂増補国史大系』第三十三卷（吉川弘文館、昭和八年）を参照。なお、宗尊親王の事跡については、中川博文・小川剛生「宗尊親王年譜」（『言語文化研究』第1号、

平成六年)を参照。

[12] 『新訂増補国史大系』第二十九卷下(吉川弘文館、昭和四十年)を参照。

[13] 『新訂増補国史大系』第二十九卷上(吉川弘文館、昭和三十九年)を参照。

[14] 例えば、良全筆「騎獅文殊図」(正木美術館蔵、下図を参照)に、「七佛之師下五臺、金毛獅子驀腰騎。癡人掌内智珠現、暗地還生按劍疑」という乾峰士曇の画賛がみえる。「掌内智珠」とは、文殊菩薩の手に持っている仏典のことを意味する。なお、日本の中世においては、白居易を文殊菩薩に見立てて信仰する風潮が流行していた。これに関する考証は、拙著の『白居易の文学と白氏文集の成立』(勉誠出版、平成二十三年)第六章「慧萼と蘇州南禅院『白氏文集』の日本伝来―会昌四年識語を讀み解く―」、『漢籍東漸及日藏古文獻論考稿』(静永健氏と共著、中華書局、平成二十三年)所収の「慧萼東伝『白氏文集』與普陀洛迦開山考」、及び拙稿『政治要略』所収の「白居易伝」を讀み解く―白居易の生卒年・家庭環境・成仏に関する諸問題を中心に―(『白居易研究年報』第十号、平成二十一年)、「実相院密乗建長四年筆「文

集卷第三 新楽府」(書影四枚)」「『白居易研究年報』第十二号、勉誠出版、平成二十三年)などを参照されたい。

〔騎獅文殊図〕



(正木美術館編『水墨図・墨蹟の魅力』(吉川弘文館 平成二十年より)